

支給対象者について

【支給対象者】

- 以下の1. 2の両方を満たす場合、児童1人につき10万円を支給します。(公務員含む)
- 以下の支給対象児童を養育する父母等
 - 令和3年9月分の児童手当(本則給付)の支給対象となる児童
 - 令和3年9月30日(基準日)時点で高校生等(平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ)の児童
 - 令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(新生児)
 - 児童の主たる生計維持者(父母等のうち所得の高い方)の所得が以下の児童手当所得制限限度額内の方

【児童手当所得制限限度額】

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002
5人	812	1040

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

(注)

- 所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
 - 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。
- ※ 入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和3年9月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、担当までご相談ください。
- ※ 児童養護施設等へ入所中の児童については、児童養護施設等に別途支給することとなります。

【支給額について】

- 支給額は、対象児童1人当たり100,000円です。

【申請について】

- 高校生は申請が原則必要になります。(生計中心者が令和3年9月分の児童手当受給者の場合は、「プッシュ型」による支給になります。)
※児童手当の申請漏れ者なども同様です。また、児童手当が所属庁から支給されている公務員についても申請が必要です。
※ DV被害により児童とともに避難されている方で、令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者(DV加害者)が受けている場合についても、笠松町で子育て世帯等臨時特別支援事業(先行給付金)の支給を受けることができる場合がありますのでご相談ください。

【郵送届出方式・窓口届出方式の申請方法】

- 記載要領を参考に、申請書に必要事項を記載して、令和3年9月30日時点での住所地市町村へ提出してください。
- 申請書を提出される際は、次の書類を添付してください。
 - ・公務員の方は、令和3年9月分児童手当(本則給付)を受給していることがわかる書類(支払通知書・継続認定通知書の写し、令和3年9月分児童手当振込通帳等)を添付してください。
 - ・申請者の方の本人確認書類(個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等)の写し
※ 外国人住民の方は、在留資格等を確認する必要がありますので、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書のいずれかの写しが必要です。
※ 必要により追加書類を求める場合があります。

【笠松町からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、笠松町から問合せを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。
もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに笠松町福祉子ども課又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

- 令和4年3月末日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合、子育て世帯等臨時特別給付（一括給付金）は支給されません。
- DV被害により児童とともに避難されている方等へ、子育て世帯等臨時特別給付（一括給付金）を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。
- 子育て世帯等臨時特別給付（一括給付金）の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯等臨時特別給付（一括給付金）の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯等臨時特別給付（一括給付金）の返還を求めます。
- 子育て世帯等臨時特別給付（一括給付金）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

笠松町 福祉子ども課 電話：058-388-1116
